

真鶴町複合機及びＩＣカード認証システム導入事業に係る共通仕様書

1 事業名

真鶴町複合機及びＩＣカード認証システム導入事業

2 事業目的

本事業は、発注者（以下「甲」という。）が指定する設置場所にプリンタ、スキャナ、ファクシミリ等の機能を備えた高性能なレーザー複合機を設置し、併せて非接触型（近接触型）ＩＣカード（甲が使用するＩＣカードはＦｅｌｉＣａＬｉｔｅ－Ｓとし、その調達は甲が行うものとする。）を活用したプライベートプリント環境（ＩＣカードによる個人認証機能）や印刷状況を管理する機能（ＩＣカードによる利用ユーザーを一元管理（ＩＣカードのユーザー認証は、Ａｃｔｉｖｅ Ｄｉｒｅｃｔｏｒｙによる。ただし、まなづる小学校及び真鶴中学校に設置するものは本体認証とする。））を導入手、複合機ごとの利用履歴が管理できるもの。）を導入し、誤印刷防止及び消費電力削減によるコストの削減並びに印刷物の取り忘れによる情報漏洩リスクの回避を図ることができる環境を整備するものとする。

なお、本事業で発生する費用については次の各号に掲げる事項を含めたものを「複合機使用料」として取り扱うものとする。

- （１） 機器の導入、運用及び維持
- （２） プライベートプリント環境の維持
- （３） 印刷状況管理環境の維持
- （４） 受注者（以下「乙」という。）による定期的な必要消耗品（用紙を除く。）の供給

3 賃貸借期間

2025（令和7）年6月1日から2030（令和12）年5月31日まで（60か月間）

なお、契約締結日から2025（令和7）年6月1日までを複合機の設置を含めた環境構築に費やす期間とする。

4 契約方法

契約方法は、真鶴町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成26年真鶴町条例第1号）第2条第1号及び真鶴町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成26年真鶴町規則第8号）第2条第1号の規定により長期継続契約による複数年契約とする。

5 支払方法

支払方法は、毎月払いとする（60回払い）。

6 機器の返還

甲は、賃貸借期間満了後は、本事業に係る機器等を乙に返還するものとし、返還時に発生する工事等の費用等は乙の負担とする。ただし、甲乙協議の上、満了後に更新することができるものとする。

7 設置場所及び導入機器

設置場所及び導入機器は、次の表に掲げるのとおりとする。

No.	建物名	設置場所	所在地	導入機器	
				機種 (全機種カラー機)	オプション (単価に含めること。)
1	真鶴町役場	庁舎2階コピー室内	真鶴町岩244番地の1	70枚機同等以上	ICカード認証機器 中綴じフィニッシャー FAX ※消耗品にホチキス針を含めること。
2	真鶴町役場	庁舎1階執務室内	真鶴町岩244番地の1	50枚機同等以上	ICカード認証機器
3	町民センター	公民館2階教育委員会内	真鶴町岩172番地の8	50枚機同等以上	ICカード認証機器 中綴じフィニッシャー ※消耗品にホチキス針を含めること。
4	情報センター真鶴	真鶴地域センター2階執務室内	真鶴町真鶴433番地1	50枚機同等以上	ICカード認証機器
5	まなづる小学校	校舎2階職員室内	真鶴町真鶴543番地	40枚機同等以上	ICカード認証機器 中綴じフィニッシャー FAX ※消耗品にホチキス針を含めること。
6	真鶴中学校	校舎2階職員室内	真鶴町真鶴1855番地	40枚機同等以上	ICカード認証機器 FAX

なお、各複合機の使用想定枚数は、別添設計書のとおり

8 複合機の機器仕様

機器仕様は次のとおりとする。

(1) 基本仕様

ア 機械は、未使用品（ファクトリーニュー）かつ仕様を満たすものであり、導入後5年間以上は乙の責任において修理等の保守対応が可能なデジタルカラー複合機であること。ただし、No.1以外の機械は再生機を可とする。

- イ 両面印刷装置を装備し、両面出力ができること。
- ウ 電源がＡＣ１００Ｖ、１５Ａ以内で、コンセント２つ以内で動作すること。
- エ 次の各号に掲げる基準に適合した機器であること。
（ア） 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成１２年法律第１００号）
（イ） エコマーク
（ウ） 国際エネルギースタープログラム
- オ コピー、プリンタ、スキャナ、ＦＡＸ機能（一部の機種に限る。）を有すること。
- カ 最大原稿サイズは、Ａ３サイズ以上であること。
- キ 給紙トレイは、Ａ４・Ａ３・Ａ５・Ｂ４・Ｂ５サイズに対応したトレイで４段以上とする。また、１段５００枚以上の用紙がセット可能であること。
- ク 手差し給紙枚数が、普通紙で１００枚以上であること。
- ケ 印刷に係る各種設定がネットワーク経由で設定可能であること。
- コ メモリは、４ＧＢ以上（本体、操作部）であること。
- サ 記憶装置（ＨＤＤ、ＳＳＤ）は１２８ＧＢ以上であること。
- シ ネットワークプロトコルは、ＴＣＰ／ＩＰ、ＬＰＲ、ＦＴＰ、ＳＭＢ、ＷＳＤ等をサポートしていること。
- ス イーサネット（１００ＢＡＳＥ－Ｔ以上）に対応していること。
- セ ＵＳＢ２．０（Ｂタイプ）以上を１ポート以上有していること。
- ソ 無線ＬＡＮでの運用が可能であること。なお、規格については、ＩＥＥＥ８０２．１１ａ／ｂ／ｇ／ｎ／ａｃに対応していること。
- タ 各給紙トレイ及び手差しトレイには、印刷面及び印刷方向を表示したものを導入機器に貼付すること。
- チ 消耗品の補給及び障害発生時の連絡先を記したシール等を機器のわかりやすい位置に貼付すること。また、表記内容に変更が生じた場合には、甲に連絡の上、乙が速やかに変更すること。
- ツ 甲のネットワークに接続するためのネットワーク設定及びＦＡＸ設定を行うこと。また、各機能によるネットワーク接続確認を行うこと。詳細については、受注決定後、甲乙協議の上、決定するものとする。
- テ 機密情報、個人情報等の漏えいを防止するため、コピー、プリンタ、スキャナ及びＦＡＸ情報の暗号化機能又は完全消去機能を有すること。ただし、一切の情報が機器の内部に保持されない場合又は賃貸借契約終了時に機器内に保持された情報の完全な消去、破壊を行う場合にはこの限りではない。また、送受信履歴やアドレス帳等に保存される全ての情報について、完全な消去を行うこ

と。

ト 設置期間中、各機器で保持する情報は、L G W A N回線を通じてのみ参照可能とし、その他の回線等を通じ、外部から参照できない仕組みであること。

ナ カウンタの把握について、回線等を介さず可能であること。ただし、回線を介したものについては可能とする。また、乙が確認することや、ソフトウェア等を利用して職員が確認し報告する方法について妨げるものではない。なお、カウンタの報告にソフトウェア等の使用を予定している場合は、ソフトウェア自体は乙が用意するものとする。また、甲にソフトウェアの詳細を明示し、許可を得たものののみ組み込むことができるものとする。

ニ M i c r o s o f t (R) W i n d o w s 10、11に対応した最新版のドライバが、メーカーのホームページから常時入手可能であること。

ヌ フィニッシャー又は電子ソートにより、丁合が可能であること。また、A 4サイズについては、1部ずつ重ならないように出力できること。

(2) コピー機能

ア 複数枚の原稿をまとめて複写する機能(Nアップ機能等)を有すること。

イ カラー、モノクロでの出力切替えができること。

ウ 解像度は、600 d p i 以上であること。

(3) ウォームアップタイム(室温20℃時)

ア 主電源立ち上げ後のウォームアップタイムは、1分30秒以内とする。

イ 余熱機能利用時のウォームアップタイムは、50秒以内とする。

(4) ファーストコピータイム

ア A 4サイズ(モノクロ)で7秒以内とする。

イ A 4サイズ(カラー)で9秒以内とする。

(5) プリンタ機能

ア 印刷解像度は、600 d p i 以上であること。

イ 紙サイズは、A 4、A 3、A 5、B 4、B 5サイズに対応印刷が可能であること。また、給紙トレイ及び手差しから選択できること。

ウ 印刷は、パソコンから直接プリンタボードにデータ(T C P / I P、L P R等の方式)を送信することができること。

エ 印刷時に部数の変更ができること。

オ プリンタの出力は、I Cカード認証の後出力することができること。

(6) スキャナ機能

- ア カラースキャナであること。
- イ ネットワーク上のファイルサーバにスキャンデータを配信できるように設定できること。
- ウ スキャンデータを親展BOX内に保存でき、特定のソフトウェアを使用せずにウェブブラウザからアクセスし、電子データとしてパソコンへ出力できること。
- エ ネットワーク上のファイルサーバにスキャンデータを配信する場合はT I F F、P D F、D o c u W o r k sでの出力が可能であること。
- オ 200 d p i から600 d p i までの読み取りが可能であること。また、解像度の変更が容易に行えること。
- カ 親展BOXの内容を一定期間で自動消去する機能を有すること。
- キ 原稿の向きや両面/片面を自動で検知し、最適に設定されたスキャンが可能であること。また、白紙除去機能を有すること。

(7) F A X機能

- ア 宛先登録が100件以上可能なこと。
- イ ペーパーレス受信が可能なこと。また、通常の受信との切り替えを容易に変更可能なこと。
- ウ 最大読み取りサイズがA 3サイズ以上であること。
- エ 記録紙サイズは、給紙トレイの要旨から最適なものが自動選択されること。
- オ 順次同報機能を有すること。
- カ G 3、スーパーG 3対応であること
- キ 電話回線（局線ジャック）と本事業で調達する機器とをモジュラーケーブルで接続すること。（既存のモジュラーケーブルが利用できる場合は、再利用可とする。）
- ク F A Xは、複合機内の親展BOXに保存をし、D o c u W o r k sのトレイ（甲が調達）で所属単位又は職員単位に対して容易に回付ができること。
- ケ 既存のワンタッチ及び短縮ダイヤル内に登録されているデータは新機種に再設定すること。

(8) 認証機能

- ア I Cカードでの認証とタッチパネル又は液晶画面でI D、パスワード入力認証による印刷機能の両方を有すること。また、印刷時はいずれか一方の認証を満たせば印刷可能なこと
- イ I Cカードでの認証は、別途、甲が運用又は調達すA c t i v e D i r e c t o r yサーバ(W i n d o w s S e r v e r 2016以降のバージョン全てとする。)と連携し認証が行えること。

- ウ 認証するための情報をキャッシュで保持できること。また、保守期限が任意で設定できること。
- エ 認証機能の有効・無効が切替可能であること。
- オ インターネットサービスからユーザーのアカウントごとに、コピー、プリント、スキャン、FAX(FAX送信)でそれぞれモノクロ/カラーのカウント数(面数)が集計でき、CSVファイルをダウンロード可能であること。

9 機器の保守

- (1) 乙は、甲が設置機器を常時正常な状態で使用できるように、6か月に1回以上又は50,000枚印刷をする間に、乙の要員により機器の点検及び調整を行わなければならない。また、機械の使用状況のレポートを提出し、稼働状況を報告すること。
- (2) 設置機器の故障等により当該機器を正常な状態で使用できない場合は、乙は、甲の要請に基づき、概ね120分以内に乙の要員により正常な状態で使用することができるよう復旧しなければならない。ただし、対応までの時間について甲が了承した場合は、この限りではない。
- (3) 乙は、甲に機器の適正な操作方法を指導すること。また、甲のネットワーク環境において正常な印刷ができるよう、複写機本体及び甲が使用するパソコンに対する各種設定(プリンタドライバ等)についてマニュアルを用意し、甲に提出すること。
- (4) ドラム、ドラムカートリッジ、感光体及びデベロッパ等は乙の技術員による点検又は甲の通知に基づき、コピー品質維持のために乙が必要と認めた場合、乙はこれを取り替えるものとする。

10 機器の管理及び所有権

- (1) 設置機器及び消耗品(用紙を除く。)の所有権は乙に属し、甲は善良なる管理者の注意義務を持って使用管理しなければならない。
- (2) 甲が故意又は重大な過失により設置機器又は消耗品に損傷を与えた時は、乙は甲に対して損害賠償を請求することができる。
- (3) 機器の設置場所を変更するときは、甲は乙にあらかじめ通知する。

11 使用料の請求

- (1) 乙は、応札時に設定した単価に使用枚数で乗じた金額を導入機器毎に算出し、利用代金の請求を行うものとする。なお、最低使用枚数の設定は行わないこと。
- (2) テスト及び不良コピーについては、1か月のコピー枚数の1%を控除する。
- (3) 計算の締切日は、原則毎月20日とし、その他の日で計算する場合は甲乙協議の上、決定するものとする。

12 その他

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。